

個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるもの

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第十一条第三項)

法第二十条第二項第四号の環境省令で定める国際希少野生動植物種は、次の各号に掲げる種とし、同項第四号に規定する環境省令で定める措置は、当該各号に掲げる種の生きている個体ごとに、マイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置とする。

一 令別表第二の表二の第一の一の種名の欄に掲げる種 (次に掲げるものを除く。)

- イ *Balaena mysticetus* (ホッキョククジラ)
- ロ *Eubalaena* 属 (セミクジラ属) 全種
- ハ *Balaenoptera musculus* (シロナガスクジラ)
- ニ *Megaptera novaeangliae* (ザトウクジラ)
- ホ *Sotalia* 属 (コビトイルカ属) 全種
- ヘ *Sousa* 属 (ウスイロイルカ属) 全種
- ト *Eschrichtius robustus* (コククジラ)
- チ *Lipotes vexillifer* (ヨウスコウカワイルカ)
- リ *Caperea marginata* (コセミクジラ)
- ヌ *Neophocaena asiaeorientalis* (スナメリ)
- ル *Neophocaena phocaenoides* (ネオフォカエナ・フォカエノイデス)
- ヲ *Phocoena sinus* (コガシラネズミイルカ)
- ワ *Platanista* 属 (カワイルカ属) 全種
- カ *Berardius arnuxii* (ミナミツチクジラ)
- ヨ *Hyperoodon* 属 (トックリクジラ属) 全種
- タ *Dugong dugon* (ジュゴン)
- レ *Trichechus inunguis* (アマゾンマナティー)
- ソ *Trichechus manatus* (アメリカマナティー)
- ツ *Trichechus senegalensis* (アフリカマナティー)

二 令別表第二の表二の第一の二の種名の欄に掲げる種

三 令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種 (次に掲げるものを除く。)

- イ *Abronia anzueto* (アンズエトキノボリアリゲータートカゲ)
- ロ *Abronia campbelli* (キャンベルキノボリアリゲータートカゲ)
- ハ *Abronia fimbriata* (フサキノボリアリゲータートカゲ)
- ニ *Abronia frosti* (フロストキノボリアリゲータートカゲ)
- ホ *Abronia meledona* (メレドナキノボリアリゲータートカゲ)
- ヘ *Brookesia perarmata* (ロゼッタヒメカメレオン)

- ト *Cnemaspis psychedelica* (ゲンカクマルメスベユビヤモリ)
 - チ *Lygodactylus williamsi* (アオマルメヤモリ)
 - リ *Gallotia simonyi* (イエロオオカナヘビ)
- 四 *Andrias* 属 (オオサンショウウオ属) 全種